

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで
申立期間当時は住み込みで美容院に働いていた。その時店主が従業員の給料から天引きで保険料を集金し納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金の未納期間は存在しない。

また、申立期間当時同じ美容院で働いていた同僚から、店主が従業員の給料から天引きで保険料を集金し納付していたとの証言が得られた。

さらに、同僚の被保険者名簿を確認したところ、申立人同様美容院の住込先の住所であることが確認できる上、その同僚は20歳時から申立期間を含め国民年金保険料の納付記録が確認でき、国民年金の未納期間が存在しない。

これらのことから、申立人の主張は信憑性^{ひよう}が高いと考えられ、申立人の申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は20歳になった時、自宅近くにあったA市役所B支所で国民年金に加入した。当時は勤めていたが厚生年金保険加入の認識は全く無く、出向先の女子事務員から国民年金への加入が必要と言われ加入した。国民年金保険料は加入と同時にB支所の隣にあったC農協で実父及び妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、その実父や妻も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人とその家族の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によれば申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月ごろに払い出されているが、申立人はそのような時期に国民年金への加入手続を行った記憶は一切無いと繰り返し述べている上、申立人は19歳でD県交通安全協会からE県警察本部へ出向の際、女性事務員から20歳になったら国民年金へ加入するよう強く言われ、申立人自身が20歳になった際、自宅近くのA市役所B支所で国民年金に加入し、農協で納付していたと述べている。このように、申立人は国民年金加入時の状況を明確に記憶している上、A市役所B支所で国民年金加入手続が可能だったこと、及びC農協で申立期間当時から保険料を納付することが可能だったことが確認できる。

さらに、申立人の妻についてもその妻が20歳になった昭和43年10月ごろ、前述のとおりと同様の加入手続を申立人が行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿でその事実が確認でき申立人の主張が裏付けられている。

加えて、申立人は「当時、保険料として100円から200円納付していた」と述べており、これは当時の保険料に一致する上、社会保険庁の記録により

納付日の確認できる期間については、夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立人が実父及びその妻の保険料と一緒に納付していたとの主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、基本的に信用できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から41年9月までは、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年6月まで
母親が私の国民年金加入手続をし、保険料を納付した。私が所持している昭和38年度の領収書の備考欄に「完納」の記載があり申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持している昭和40年11月24日付けの国民年金保険料現金領収書（昭和38年7月から12月までの保険料）の備考欄に、「完納」の記載があることから、その領収時点で申立期間のうち38年4月から同年6月までの期間は既に納付されていたものと推認される。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和37年度の年度欄は、37から38に訂正されている上、その印紙検認記録欄の4月から12月までは「無資格」のゴム印が押印されており、1月から3月までは「現金 39.9.19」と記載されていることが確認できる。これについては、昭和38年1月（昭和37年度の1月）に申立人が20歳に到達し、同月から国民年金被保険者の資格を取得したことを踏まえると、申立人が所持する国民年金手帳の昭和38年度の印紙検認記録欄に記載されている内容は37年度のものであり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる上、申立期間の一部である昭和38年1月から同年3月までは過年度保険料として納付があったものと認められる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は、国民年金制度発足時の昭和36年度から国民年金に加入し、国民年金加入期間すべての保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年4月の標準報酬月額が3万6,000円、同年5月の標準報酬月額が6万円とすることが妥当である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月5日まで

私はA社B出張所に勤務していたが、出張所がC社となり、取締役として引き続き勤務した。会社の名称が変わっただけで同じ事業所に勤務し、給料から厚生年金保険料等が引かれていたことは、給料明細書からも明らかなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同僚の証言並びに申立人から提出のあった昭和40年3月分から同年7月分までの給与支払明細書により、申立人は、同社及びC社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C社より提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副本）は、社会保険事務所の受付が昭和40年6月7日と確認でき、申立人の資格取得年月日は同年4月1日となっているほか、厚生年金保険記号番号欄は申立人が前事業所で取得した記号番号が記載され、社会保険事務所が確認している旨の㊟の押印がされているのが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和40年6月5日に資格取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該取得処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、当該健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において確認できる同年4月1日であ

ると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から昭和40年4月は3万6,000円、同年5月は6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月まで
病院の事務長がほかの従業員と一緒に加入手続及び保険料納付を行っていた。保険料の納付は毎月末に事務長が集金していた。保険料は、月額 100 円から 150 円だったと記憶している。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤めていた病院の事務長が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、その事務長に国民年金の加入手続、保険料の納付方法を聴取しても高齢のため記憶も曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には資格喪失日が昭和 37 年 5 月 1 日、資格再取得日が 42 年 6 月 5 日と記載されていることから、申立期間の大部分は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時勤めていた病院の事務長がほかの従業員と一緒に申立人の国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、申立期間当初の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料が納付されている従業員はいない。

加えて、申立人は、毎月末に事務長が保険料を集金していたと述べているが、一度も同僚が保険料を渡しているのを見たことが無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 7 月まで

私は、母親に勧められ昭和 48 年に町役場で加入手続を行い、婦人会の集金により保険料を納付していた。途中で資格喪失の届けを出したことも無く、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 49 年度から 51 年度までの期間の付加保険料を納付しており、申立期間は定額保険料を納付したと述べていることから、付加保険料の納付を辞退する手続が必要となるが、申立人にその記憶は無く、国民年金保険料の具体的な納付方法等の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言等も得られない。

さらに、国民年金の資格喪失日が社会保険庁の記録では昭和 52 年 4 月 6 日、A 市の記録では同年 4 月 1 日となっており、資格喪失日の日付が異なるものの、同年 4 月から資格喪失していることに変わり無いことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで
亡き父親が私と同年齢の人でも国民年金に加入していたことを知り、役場で加入手続をしてくれた。昭和 36 年から父親が保険料を納付してくれていたが、37 年ごろからは父親が私の雇い主に米を送っていたことから、雇い主の妻が「申し訳ない」と言って保険料を納付してくれていた。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立期間当時、勤務していた事業所の事業主の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親及び申立期間当時、勤務していた事業所の事業主の妻も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 7 月ごろ払い出され、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日が 43 年 7 月 1 日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

時期は定かでないが、義父が国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしてくれた。昭和42年度の国民年金保険料領収書(昭和44年12月9日付け)が国民年金手帳に貼^はってあるので、まじめな義父が20歳からの国民年金保険料もさかのぼってまとめて納付してくれたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に関与しておらず、その義父は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は国民年金手帳に過年度の国民年金保険料の領収書^はが貼^はってあるので未納とされている期間の保険料も義父がさかのぼって納付したはずであると主張しているが、申立期間を除いては、国民年金保険料の領収書、検認印が押された国民年金手帳を所持しているのに対して、申立期間のみ領収書が無いことは不自然である。

さらに、申立人の夫は、その父親(申立人の義父)から申立人の国民年金保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶は無く、ほかに申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していた証言を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、将来のことを考え、国民年金に任意加入し保険料を支払ってきた。年金については、国の行うことなので安心していった。途中で資格喪失の届けを出したことも無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 10 月 30 日発行の国民年金手帳を申立人自身が保管し、どこにも預けた記憶が無いと述べており、その国民年金手帳には資格喪失日が 58 年 4 月 29 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 31 日から 31 年 5 月 1 日まで

昭和 20 年 11 月 20 日に、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのに、わずか 4 か月後の 21 年 3 月 31 日に資格喪失している。私は資格取得後、代表取締役につき、その後設立した B 社においても代表取締役に就き、いずれも給与から保険料が控除されていた。両事業所の代表取締役任期中に厚生年金保険を脱退する理由は全く無い。

記録の無い昭和 21 年 3 月 31 日から 31 年 5 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における勤務実態については、商業登記簿謄本により A 社及び B 社の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等関連資料は無い。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失について、社会保険庁のオンライン記録、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録、厚生年金保険被保険者原票の記録、厚生年金保険証書払出簿（旧横台帳）の記録、両事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録はすべて一致しており相互に矛盾は無い上、両事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者の整理番号には欠番が無く、番号も連続している。

さらに、「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」（昭和 24 年 7 月 28 日保発第 74 号厚生省保険局長から、各都道府県知事、各健康保険組合理事長あて通知）で、「法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい」との内容が示されたことを踏まえると、当時は代表取締役が被保険者になることは一般的ではなかった

と推察され、申立人もA社の代表取締役就任したことにより、社員であった当時の昭和20年11月20日に取得した厚生年金保険被保険者資格を、21年3月31日に喪失したと思われる。

加えて、当該通知は実務的に浸透するまでにはかなりの年月を要したものと考えられ、B社においても、申立人が代表取締役就任したものの、厚生年金保険被保険者資格の取得届の提出に至るまでに約3年が経過したものと推察される上に、申立人のみならず同時に役員に就任した者も、申立人と同日に資格を取得していることから、社会保険庁の記録どおりに事業主から届出がなされたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 8 日から 37 年 9 月 21 日まで
退職後すぐ再就職し、脱退手当金については全く知らなかった。その後結婚し、脱退手当金が支給されたとする時期には、A区に住んでいた。このため、脱退手当金を受け取ることはできず、受給していないので、支給済みの記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険事務所からの脱退手当金給付裁定時の記録照会に対する回答の記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 9 月 21 日の前後約 5 年に資格喪失した者 91 名のうち、54 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 47 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても申立以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 9 日から 44 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 16 日から 48 年 3 月 21 日まで

昭和 39 年 1 月 9 日から 44 年 7 月 1 日まで A 社、46 年 3 月 16 日から 48 年 3 月 21 日までは B 社で事務員として勤務していて厚生年金保険料は給料から控除されていた。独身の時の厚生年金保険が社会保険事務所の記録では脱退手当金として支給したことになっている。受給していれば、当時の相当な金額で覚えがあるはずである。忘れることは無いので、年金として受給できるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、請求書に申立人の署名、押印があるほか、脱退手当金が支給された当時の住所及び電話番号が記載されている上、裁定伺の送金先は、住所地の最寄りの郵便局であることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる。

さらに、申立人の被保険者原票にも脱退手当金を支給した旨の「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 15 日から 32 年 10 月 21 日まで
昭和 26 年 4 月 15 日から A 社 B 工場に 6 年 6 か月間勤め結婚のため退職した。

自分自身で厚生年金保険からお金を戻してもらったことは無い。よって、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の年金算定期間に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の被保険者名簿で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した 109 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を確認したところ、73 名に脱退手当金の支給記録があり、64 名が資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は当該事業所が代理で請求した旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月10日から同年9月30日まで
ねんきん特別便によるとA社の入社が昭和28年10月1日になっているが、辞令では同年9月10日になっているので、同月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間から勤務していたことは、雇用保険の加入記録や同僚の証言からも確認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、申立事業所で保管されている厚生年金保険と雇用保険の取得日を管理している台帳によると、申立人を含め当時の多数の従業員について、雇用保険の取得年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が異なることを確認できる。公共職業安定所の記録も申立事業所で保管されている記録と一致しており、申立事業所は、入社年月日とは別途異なる日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に設定していたものと推察できる。

さらに、申立人と同日に入社した同僚に確認したところ、「9月は見習ということで、日給だった。正社員は10月からだったと思う」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。